

伊勢市景観計画の重点地区指定等について

1 第55回伊勢市都市計画審議会報告（参考資料参照）以降の経過

| 年 度 | 概 要 |
|-------------------|--|
| 平成31年度 (令和元年度) | ①河崎町まち作りを考える会との協議（計3回） <ul style="list-style-type: none"> ・5/30、9/26、10/17 ②伊勢市景観委員会における口述（2/17） |
| 令和2年度 | ①河崎町まち作りを考える会との協議（計4回） <ul style="list-style-type: none"> ・5/11、5/18、8/5、10/8 ②口述に係る市の考え方の送付（7/17） ③河崎町まち作りを考える会と伊勢河崎まちづくり衆の協議（計2回） <ul style="list-style-type: none"> ・9/3、10/21 ④嘆願書に係る市の考え方の送付（11/6） |

2 河崎地区の景観まちづくりの現状と今後について

平成23年度以降、河崎地区における重点地区指定に向けて取り組み、平成29年7月から8月にかけて重点地区指定（案）についてパブリックコメントや説明会を行ってきたが、地元住民より異議があり、重点地区の指定には至らず、現在も指定していない状況である。

平成31年3月には地元住民等625名の署名とともに嘆願書が提出され、市としてこれを重く受け止め、嘆願書の取りまとめを行った河崎町まち作りを考える会と協議を重ねてきた。

まちなみの保全が地域にとって重要と考えている団体もあるが、地域全体の意向としてまとめるまでには至っていないのが現状である。重点地区の指定については地域の意向が重要であるため、賛否両論のある状況において、市主導で指定を進めるものではないと考えている。

こうした状況を踏まえ、令和2年11月には、嘆願書に係る市の考え方として、「準防火地域の再指定の予定はないこと」、「河崎2丁目沿道景観形成地区廃止の予定はないとこと」、「河崎地区の重点地区及び景観エリアの指定の予定はないとこと」、「歴史的建築物の保存利活用は所有者から相談があった場合に検討すること」などを、嘆願書に署名された方へ送付した。

今後、地域として、まちなみ保全や景観まちづくりを進めたいという意向があった場合には、地域主体の取り組みや活動に対し、市の支援を検討する。

伊勢市景観計画の重点地区指定等について

1 河崎地区のまちづくりの経過について

(1) 河崎地区のまちなみ保全の取り組み（景観計画策定まで）

| 年 度 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| S49 年度 ～ H21 年度 | <p>S49 七夕豪雨による被害からの復興事業のための勢田川河川改修計画発表</p> <p>S54 「伊勢河崎の歴史と文化を育てる会」結成</p> <p>S55 「伊勢河崎町並み 歴史的環境まちづくり」構想作成</p> <p>S57 河崎まちなみ館 開館</p> <p>H9 伊勢市都市マスターPLAN全体構想において 「河崎歴史文化交流拠点」「勢田川歴史観光交流軸」を位置づけ</p> <p>H10 伊勢市「河崎商人館構想」発表</p> <p>H13 第6期伊勢市総合計画で河崎歴史文化交流拠点の整備を位置づけ</p> <p>H14 伊勢河崎商人館 開館</p> <p>H21 伊勢市景観計画策定</p> |

(2) 景観計画策定後の重点地区の指定に向けた取り組み

| 年 度 | 内 容 |
|--------|---|
| H23 年度 | ①地元代表者等と重点地区指定に向けて調査研究会開催（3回） |
| H24 年度 | ①「河崎まちづくり（案）」を作成 |
| H25 年度 | <p>①地元自治会との意見交換を実施（月1回計7回） 歴史的な建築物の集積箇所をこまちなみ範囲として案を作成</p> <p>②個別ヒアリングを実施（12月～2月）</p> |
| H26 年度 | <p>①地元自治会との意見交換を実施（月1回計9回）</p> <p>②個別ヒアリングを実施（6月～9月）</p> <p>③地元説明会を開催 ・11/5、11/6（2日間で31名参加）</p> <p>④河崎町景観形成検討会（メンバー9名）を設立 景観形成基準、重点地区の範囲等を検討するため地元検討会のメンバーを公募</p> |
| H27 年度 | <p>① 河崎町景観形成検討会を開催（月1回計11回） 景観形成基準、重点地区の範囲等について案を作成</p> |
| H28 年度 | <p>①地元自治会へ河崎地区景観形成基準検討案及び今後の進め方について報告</p> <p>②個別ヒアリングを実施（7～3月）</p> <p>③地元自治会へヒアリング結果の報告と修正後の区域案を報告</p> <p>④地元説明会を実施 ・3/29、3/30（2日間で11名参加）</p> |
| H29 年度 | <p>①伊勢市景観計画の変更についてパブリックコメントを実施（7/18～8/18）</p> <p>②地元住民との協議（計4回）</p> <p>③地元説明会（重点地区指定について）を再度実施 ・8/8（19名参加）、8/9（24名参加）</p> <p>④地元説明会（河崎地区のまちづくりの経緯について）を実施 ・9/2（40名参加）</p> |
| H30 年度 | <p>① 地元住民との協議（計8回）</p> <p>② 地元説明会（準防火地域について）を実施 ・8/28（25名参加）8/29（14名参加）8/30（23名参加）</p> <p>③ 嘆願書の提出（3/28）</p> |

2 嘆願書の概要

(1) 嘆願事項

- ① 平成 16 年 5 月に一部廃止した準防火地域の再指定
- ② 河崎 2 丁目沿道景観形成地区の廃止
- ③ 伊勢市景観計画における、河崎地区の河崎まちなみ景観エリア及び重点地区指定の案廃止
- ④ 町屋、蔵等の歴史的建築物の保存・利活用の検討

(2) 署名数 625 名

嘆願書

平成31年 3月28日

伊勢市長
鈴木 健一 様

里中町内会長 北里中町内会長
南町町内会長 南側町内会長
八ツ町町内会長 二和町内会長
河崎町まち作りを考える会

河崎まちなみ景観エリア及び重点地区の指定廃止と 準防火地域再指定（都市計画変更）について

〈嘆願理由〉

河崎地区は、「伊勢の台所」と呼ばれたように、勢田川の水運を利用した問屋街として発展してきました。今も残る町家や蔵等の歴史的建築物及びまちなみは、観光客が散策に訪れる地域の財産ではありますが、現在は、住宅や住宅兼店舗等として地域住民が生活する住宅地となっています。

平成29年7月、伊勢市は、伊勢市景観計画において、河崎地区を河崎まちなみ景観エリア重点地区に指定したいと、変更（案）を発表されました。

NPO法人「伊勢河崎まちづくり衆」と三重大学浅野研究室が行った景観形成素案の委託調査は、詳細な説明もなされず、地域住民の気持ちと乖離していると感じています。また、河崎町景観形成検討会での議論や、重点地区の住民への聞き取り等も行われましたが、不十分であり、市の進め方に問題があったと考えます。地区内の一部の字では、重点地区廃案に賛同する署名活動や総会において、廃案を嘆願する議案が議決されております。

昭和38年、当地域は、当時の建設大臣から密集市街地における火災の危険を防止するため、緊急要事であるとして準防火地域の指定を受けました。しかし、平成16年1月、地元22団体（詳細不明）の構成による「河崎まちづくり協議会」から、現状では河崎のまちなみ保全が困難な状態という理由により、河崎住民総意として準防火地域の一部廃止の要望書が提出されました。

当時の水谷伊勢市長もその意を汲んで河崎2丁目・船江及び吹上地区の一部を含んだ約21haの準防火地域を廃止しました。しかし、この要望書は、地域住民（河崎・船江及び吹上の一部）の合意もなく虚偽と言わざるを得ないものであり、法の趣旨に反しています。しかも、「河崎まちづくり協議会」の存在は数年間で消滅し、準防火地域の一部廃止を変更するための口実であったと考えられます。現に廃止後の地域の防火対策は何一つ実行されておりません。



昨今、地震津波・豪雨災害・大規模火災などへの防火意識が高まる中、まちなみ景観も大切なことですが、住民の安心・安全な生活、生命財産を守ることを最優先にした施策が最重点だと思われます。

40数年前には河崎・船江に大火災が発生しております。現存する町家や蔵が、地震で倒壊・火災で焼失してしまっては、河崎らしさも無くなってしまいます。

現世代のみならず、将来の世代にも適応できる環境を考慮して、後記の4点につき景観計画を再考して頂きたく、お願ひ申し上げます。

記

- 1、平成16年5月に一部廃止した準防火地域の再指定
- 2、河崎2丁目沿道景観地区の廃止
- 3、伊勢市景観計画における、河崎地区の河崎まちなみ景観エリア及び重点地区指定の案廃止
- 4、町家、蔵等の歴史的建築物の保存・利活用方法の検討

以上